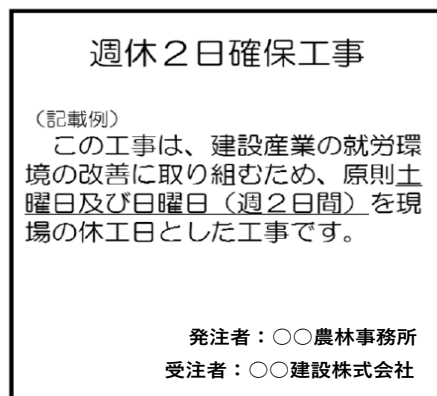


農林水産部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領の運用

- 1 対象工事について（試行要領3関係）
明確な工程上の制約がある工事や発注者が試行工事に適さないと判断した工事（補助事業で費用の補正が認められていない工事など）は適用外とすることができる。
- 2 掲示板の設置費用の計上について（試行要領8関係）
掲示板の設置費用については、当初から農林土木事業原単価表の「工事標示板」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。（規格は幅1,100×高1,600）
- 3 掲示板の設置について（試行要領6、8関係）
掲示板のレイアウトは下記の例による。



※縦横1m程度とする
現場の状況に応じて大きさは変更可
※受注者は工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする
※下線部は現場状況に応じて適宜変更する

- 4 週休2日の達成状況の確認について（試行要領6、8関係）
書類の作成負担等にも考慮し、現場閉所実績が記載された出勤簿や工事日誌、工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練、および、CCUSの週休2日達成状況の資料等の記録資料等を受注者に対して提出を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。
- 5 補助版標準積算システムの補正方法について（試行要領4、8関係）
積算書作成時に表示される工事別条件画面において、週休2日の補正項目欄のプルダウンメニューから条件を選択することにより補正される。
ただし、工場製作工は補正の対象外であるため、橋りょう塗装工（R01053）、製作工（R03001）はシステムにおいて補正計算されない。

6 工事成績評定について（試行要領9関係）

- (1) 発注者は、受注者が「4週8休以上」の現場閉所率を確保できた場合、様式4号の第1評定の「5. 創意工夫」「その他」の項目で加点評価を行う。
- (2) 発注者指定型において、受注者の責により「4週8休以上」の現場閉所率を確保できなかった場合、第1評定の「2. 施工状況」「Ⅱ工程管理」において「d判定」とし、第2評定の「2. 施工状況」「Ⅱ工程管理」において「3の項目を評価しない（×とする）」とする。（減点評価）

ただし、受注者の責による場合であっても、令和9年3月までに起工する工事については、減点評価は行わない。

また、事業用地の取得・支障物件の移転・他機関協議の遅れや、大規模災害の発生等、週休2日未達成の原因が受注者の責によらない場合についても減点評価は行わない。

7 附則

- この運用は、令和元年7月1日以降に起工する工事から適用する。
- この運用は、令和3年4月1日以降に起工する工事から適用する。
- この運用は、令和3年7月1日以降に起工する工事から適用する。
- この運用は、令和5年4月1日以降に起工する工事から適用する。
- この運用は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。
- この運用は、令和7年1月1日以降に起工する工事から適用する。
- この運用は、令和8年4月1日以降に起工する工事から適用する。